令和6年度から令和10年度 鳥取県立武道館 清掃作業仕様書

この仕様書は、清掃作業の大要を示すものであり、本書に記載のない事項であっても、甲 が現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内 で行うものとする。(甲:委託者、乙:受託者)

1 期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 清掃区分

(1) 日常清掃

毎日又は週間を単位に必要に応じ常時行う。

(2) 定期清掃

月又は、年に数回行う。

3 使用材料

本作業に使用する材料は、すべて品質良好なもので、あらかじめ甲の承認を受けた ものを使用すること。

4 作業工程

- (1) 清掃作業の工程は、甲の定める清掃作業基準による。
- (2) 乙は作業基準による清掃作業実施計画書を、当該月の10日前までに甲に提出するものとする。
- 5 作業に当たって留意すべき事項

作業実施にあたっては、次の各項に留意すること。

- (1) 来館者並びに建物、工作物、器具、備品等にき損を発見したとき、又は損害を 与えたときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。
- (2) 甲の業務に支障を与えぬこと。
- (3) 定期清掃、特別清掃は予め甲と協議して実施日を決定すること。
- (4) 塵埃を飛散させないこと。
- (5) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。
- (6) 不衛生な処置をとらないこと。
- 6 日常清掃は、次の各号の作業を行う
 - (1) チリ払い

床、腰板、壁等で手の届く範囲は、電気クリーナー又ははたき等を使用し入念にチ リ払いをする。

(2) 床掃除

- ① 掃き掃除は、電気クリーナー又は箒を使用する。備品類で容易に移動し得るものは、移動して入念にする。
- ② 板張りの類は、掃き掃除の後、固く絞った雑巾でよく拭く。
- ③ リノリュウムシート、ビニールシート、タイル、石張り等は、掃き掃除の後固く絞ったモップで水拭きする。
- ④ タイルカーペットは、電気クリーナーで掃除する。
- ⑤ 畳は、掃き掃除のみする。
- ⑥ モルタル、アスファルトモルタル等は掃き掃除のみする。豆砂利洗出、景石敷、 真砂土、山砂等も掃き掃除のみする。

(3) その他

- ① 風除室等の備え付けマットは、泥、チリ等を取り除く。
- ② 風除室、シャワー室等の窓ガラスは、両面とも洗剤で汚れを取り、乾布で拭き つやだしをする。
- ③ 紙くず、茶殻等は、所定の場所に捨て容器は水洗いする。
- ④ カウンター、窓枠、窓台等は、チリ払いの後雑巾拭きをする。
- ⑤ 湯沸室、便所等の金物類は、磨いてつやだしをする。
- ⑥ 便器、洗面器、流し類は、入念に水洗い又は雑巾拭きをする。
- ⑦ 便所の手洗い石鹸液は、甲の負担により、随時乙が補充すること。トイレットペーパーは、乙の負担により、随時補てんすること。
- ⑧ 便所の汚物入れ等は、汚物を所定の場所に捨てて容器の内外を水洗いする。
- ⑨ 便所等の鏡は、洗剤で汚れを取り、乾布で拭きつやだしをする。
- ⑩ 塵芥は、他のゴミと同様に所定の場所に捨てる。
- ① 構内通路、玄関前、駐車場等で、紙くず、空き缶等散乱していることがないよう、適宜清掃除去する。

7 定期清掃

定期清掃は、日常清掃の外、更に次の各項の作業を行う。

- (1) リノリュウムシート、ビニールシート等は水拭きモップで塵芥を取り除き、床 に付着している汚れは洗剤で落とし、ワックスを塗布する。
- (2) 石張り等は、洗剤を使用し、汚れを落とした後水洗いし、乾いたモップで水を 拭き取る。
- (3) タイル張りは、ポリシャーで水洗いし、乾いたモップで水を拭き取る。
- (4) 便所、洗面シャワー室、浴室はポリシャーで水洗いし、乾いたモップで水を拭き取る。
- (5) 窓ガラスは、両面とも洗剤で汚れを取り、乾布で拭きつやだしをする。
- (6) カーペットは、シャンプーによる洗浄で丁寧にクリーニングする。
- (7) 定期清掃の回数は下記のとおりとする。

① 床面洗浄樹脂ワックス塗布 4回及び2回

② 便所洗面シャワー室洗浄 3回

③ ガラスクリーニング 2回

④ カーペットクリーニング 1回